

2012年7月2日

舞鶴市長 多々良 良三 様

山 川 一 郎

舞鶴ウイルス性肝炎を考える会

京都肝炎友の会

生活保護申請に関する要請及びご質問

6月26日には、代理として前羽仙圭次長に対応していただき、ありがとうございました。今後も、舞鶴市の福祉・医療政策・事業が日本国憲法、そして生活基本法、肝炎対策基本法に基づき正しく発展するよう、お取り組み下さい。

さて、私どもは要請を行った6月27日深夜に、27日の要請時に市長様を代理して対応して下さいました前羽仙圭次長が、「少し時間をいただき事実確認したい」とお答えいただきました。

要請後、要請には来ておられなかったマスコミ記者から舞鶴市が「山川一郎氏(仮名)は就職相談に来た」などと答えられたがどうかという問い合わせを私どもにありました。

事実確認が終了しているはずがないので、市長様代理の前羽仙圭次長様を通じ舞鶴市に、記者の電話内容が事実であれば、舞鶴市としては、「生活保護の申請の意思表示は6月21日までなかった」と結論を出したと判断したのか。

それとも、事実確認はしていないが、舞鶴市として、取材に対してその様な見解を明らかにしたのか。

或いは、匿名の自称舞鶴市職員の取材への対応なのかと問い合わせさせていただきました。

(資料2)

この問い合わせに対し、舞鶴市長代理の前羽次長は、触れることなく、26日の要請内容については、舞鶴市保健福祉部福祉援護課長から回答するとの連絡がはいました。(資料3)

さらに、福祉援護課長 名内哲治氏より、私どもの取材にかかわる問い合わせについては一切答えず、さらに、要請内容の一部については要請団体にはこたえられないとの不当な回答もされました。(資料4)

その後も私どもは、前羽次長に本日の要請内容の「一、」(資料5)について問い合わせと要請を行いました。現在までそれについては全くお答えになっていません。(資料6、資料7)

また、福祉援護課長 名内哲治氏は、「一、」について、生活保護担当課である「福祉援護課」から答えると連絡を入れてきました。(資料8)

生活保護を担当する「福祉援護課」が、自主的に問題点を指摘された職員と課の仕事について調査するのは当然のことですが、舞鶴市で東でも西でも「生活保護の申請拒否」と言える行為が出たわけですから、客観的な「事実確認」=調査をしなければなりません。

つきましては、すでに舞鶴市長を代行された前羽仙圭次長を通し提出していますが、舞鶴市長様に次の点について要請、及び、質問をいたします。

生活保護の申請の要否は、生活保護法で期限が定められ実態上はすでにその過ぎており、早期に事実確認等も進めなければなりません。要請、及び 質問についての回答は、大至急文書でお寄せ下さい

よろしく願いいたします。

記

一、山川一郎氏(仮称)の生活保護申請に関する、舞鶴市の「事実確認」について

①

「要請のありました生活保護申請に関わる件につきましては、できるだけ早く、福祉援護課長から回答させていただきます」とありますが、6月27日、舞鶴市長代理として回答いただいた「少し時間をいただき事実確認したい」という、「事実確認」は、福祉援護課が行われるのですか？

6月27日のお話し合いでは、福西様、そして福祉援護課長様 共に生活保護の申請はなかったと答えておられたのですが、当事者が調査されるのですか？ 調べられるのはどの組織なのか回答されること。

②

「違法行為」とも言える行為と指摘されている事例の「事実確認」を、当事者、その課にしてもらうということは、調査をしない、逆に証拠隠滅を許すということになります。京都府に依頼することも含め、事実究明の姿勢に立つことのできる第三者が調べるようにされること。

③

山川一郎さんからの聞き取り調査はどの様にされるのですか。本人からの聞き取りをせずに、事実がわかるのでしょうか。山川一郎さんからの、生活保護申請拒否の事実調査の有無、その実施方法について回答されること。

④

山川一郎さんからのこの件での調査を、福西様、そして福祉援護課の方が行ったら、今後のことを考え、本当のことをいえなくなるのではないのでしょうか。②の要請と同様、第三者が行う様にされること。

二、

山川一郎氏が生活保護の申請を行うため、4月9日に舞鶴市役所福祉援護課に行き通告し、4月25日発行の診断書を持って再度申請に福祉援護課に行き、すでに2か月以上経過している。京都府から指導が入ったこともあり、6月21日に「就労相談」扱いをせず生活保護申請として受け付けたが、その日からでも7日経過している。

生活保護法第24条では、申請から14日以内に要否の決定を申請者に通告しなければならない等と定めている。

また、同法第7条、第25条では、「要保護者が窮迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも、必要な保護を行うことができる。」「要保護者が窮迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない」等と定めている。

これらの法規定の精神に則り、6月20日まで生活保護の申請を否定してきた舞鶴市は、至急に保護の要否、等を決定されること。

三、

6月27日の要請にあたっては、舞鶴市長代理前羽仙圭次長は、本人の求めに応じ、生活保護申請本人である山川一郎氏が同意していれば、本人の家族以外の者の同席を認めると決定された。

舞鶴市福祉援護課は、申請者が伝えた、提出したという事実を一切記録せず、申請拒否するという違法行為を繰り返させないためにも、舞鶴市の他の事例でも、本人の同意が有れば本人の家族以外の者の同席を認めなければならない。これは他の市や福祉事務所でも多くが認めている。同席を認めるよう舞鶴市長として徹底されること。

以上